

# RIKEN BRC 日本マウスクリニック実施同意書

## (国内学術機関用)

\_\_\_\_\_ (以下「依頼者」という。)と国立研究開発法人理化学研究所バイオ  
リソース研究センター(以下「理研BRC」という。)とは、次の事項に同意する。

1. 理研BRCは、我が国におけるライフサイエンスの分野における研究開発及びその発展のため、研究コミュニティの要望に応じてマウス系統の網羅的表現型検査を行っている。本同意書は、依頼者が希望するマウス系統\_\_\_\_\_ (以下「本件リソース」という。)の網羅的表現型解析(以下「マウスクリニック」という。)を依頼するにあたって相互の合意事項を定めるものである。
  2. 依頼者は、マウスクリニックを実施する本件リソースを理研BRCに譲渡もしくは寄託することを原則とする。依頼者は、本件リソースの譲渡もしくは寄託にあたっては、別途同意書を締結する。既に、依頼者によって理研BRCに譲渡もしくは寄託された本件リソースの場合はこの限りではない。
  3. 依頼者は、本件リソースに関し、本同意書に従って理研BRCにマウスクリニックを依頼する権限を有し、法律上あるいは契約上なんら禁止ないし制限を受けていないことを確認する。  
本件リソースの由来は以下のとおり。(該当する項目の□を■とする。)  
 本件リソースは、依頼者が開発したリソースである。  
 本件リソースは、他者が開発したリソースでマウスクリニック実施にあたって開発者の許可を得ている。  
 その他( \_\_\_\_\_ )
  4. 理研BRCは、本件リソースのマウスクリニックで得られたデータを依頼者へ報告する。
  5. 依頼者は、本件リソースのマウスクリニックで得られたデータを用いて研究結果等を発表する際は、理研BRCマウスクリニックで実施されたことを明示する。また、その発表の写しを理研BRCへ送付する。理研BRCは、研究もしくは事業の成果としてそれを公表することができる。
  6. 理研BRCは、予め依頼者より書面による承諾を得て、本件リソースのマウスクリニックで得られたデータ等を公開することができる。
  7. 依頼者が本件リソースのマウスクリニックで得られたデータにより特許出願等を希望する場合は、その条件等について互いに協議し決定する。
  8. 依頼者はマウスクリニックで得られたデータの取り扱いについて条件を付加することができる。  
 条件を付加する。
- 
9. 依頼者は、本件リソースの維持・保存・増殖段階でのやむを得ない事情による変質・滅失あるいは自然災害その他の不可抗力による本件リソースの滅失・散逸などについて、理研BRCに対し責を問わない。

10. 依頼者は、マウスクリニックで得られた本件リソースのデータ等について、理研BRCに対して責を問わない。
11. 理研BRCは、本件リソースの送料を含め、マウスクリニックの実施に必要な実費の一部の負担を依頼者に要求することができ、依頼者は理研BRCの要求に応えるものとする。
12. 本件リソースの輸送段階の事故処理については、速やかに双方で協議し処理する。
13. 理研BRCは、マウスクリニック運営委員会(仮称)、リソース検討委員会等の意見等を踏まえ、マウスクリニックの実施方針の変更等が生じた場合は事前に依頼者に連絡のうえ、本件リソースのマウスクリニックの中止その他の処分をすることができる。
14. 本件リソースは、関連する日本の法令及びガイドライン「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(平成15年法律第97号)、「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律」(平成17年法律第68号)、「動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」(平成18年環境省告示第88号)、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」(平成18年文部科学省告示第71号)等によって認められる範囲内の研究環境、実験条件、あるいは、国の法令等によって認められる範囲内で取り扱わなければならない。なお、当該法令等に基づく手続きが必要な場合には、当該法令等に従って依頼者及び理研BRCがその手続きをしなければならない。
15. 本同意書に定めのない事項及び本同意書の履行について疑義を生じた内容については、双方が協議し円満に解決を図る。

以上により同意書2通を作成し、依頼者、理研BRCそれぞれ1通を所持する。

年 月 日

依頼者

機関名・会社名:

住所:

担当者:

研究責任者:

機関長:

印

印

印

理研BRC

機関名:国立研究開発法人理化学研究所

バイオリソース研究センター

住所:茨城県つくば市高野台3-1-1

機関長:センター長 小幡 裕一 印